

白井市景観計画及び緑の基本計画策定方針

第1 策定の趣旨

白井市は、令和4年4月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行した。

本市の景観は、都市景観、自然景観、歴史・文化景観が調和・共存していることが一つの特徴であり、これらの良好な景観を守り、育て、創り、次世代に継承していくため、市の景観特性や課題、市民ニーズ等を踏まえ、景観法第8条第1項に基づく良好な景観の形成に関する計画（以下、「景観計画」という。）を新たに策定する必要がある。

一方、田畑や緑地、里山などの「みどり」は、本市の景観を構成する大きな要素であり、市においては、都市緑地法第4条第1項に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を平成9年度に策定し、目標年次を平成22年度としているが、改定等を行っておらず、計画策定から25年以上が経過した。

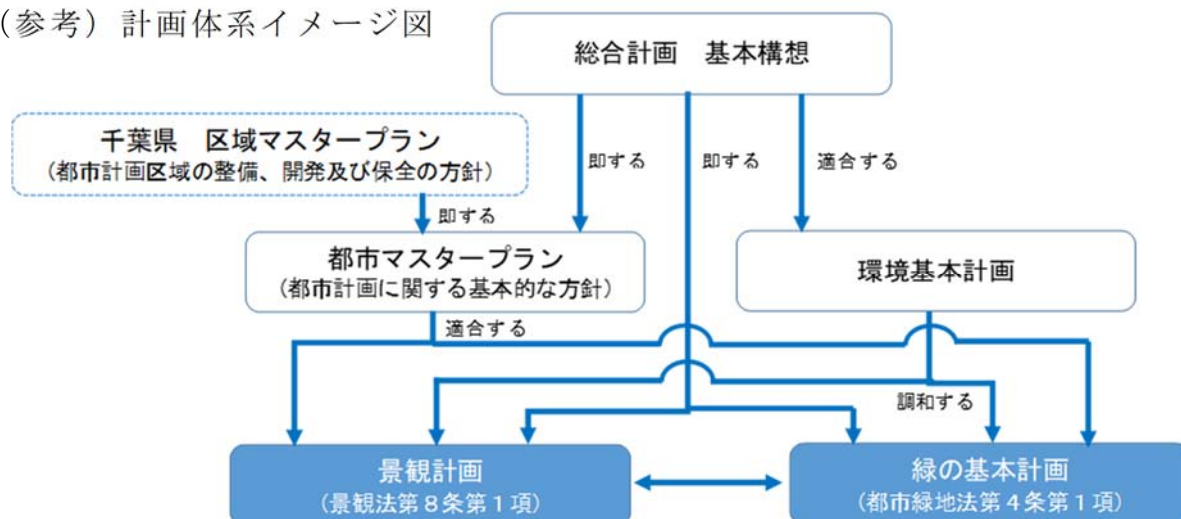
この間、みどりに関する市民や社会の意識等が変化し、その対応が必要であることや、市においては、景観に係る施策と、市の景観の大きな構成要素である緑化に係る施策を一体的に推進することが効果的かつ効率的であることから、景観計画と緑の基本計画を一体として策定する。

第2 位置付け

景観計画及び緑の基本計画（以下、「景観計画等」という。）は、白井市総合計画の基本構想に即するとともに、白井市都市マスタープランを上位計画とする個別計画とする。

また、景観計画等は、環境基本計画等関連する計画とも調和を図るものとする。

(参考) 計画体系イメージ図



第3 目標年次

景観計画等は都市マスタープランに適合した計画であることから、都市マスタープランと同様に令和27年度を目標年次とする。なお、必要に応じて、第6次総合計画の最終年度である令和17年度に改定を行い、総合計画との整合をとるものとする。

第4 策定する主な内容

以下に示す項目のほか、市民参加などにより策定を進める中で、必要に応じて項目を追加することとする。

1 景観計画

- (1) 景観計画区域
- (2) 良好な景観形成に関する方針
- (3) 景観重要建造物（樹木）の指定方針
- (4) 良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為・景観形成基準など）

2 緑の基本計画

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- (3) 都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- (4) 特別保全緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (5) 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- (6) 緑化の推進に関する事項

第5 策定の方法

1 市民参加

次の方法等により市民参加を推進し、地域住民の意見を反映するものとする。

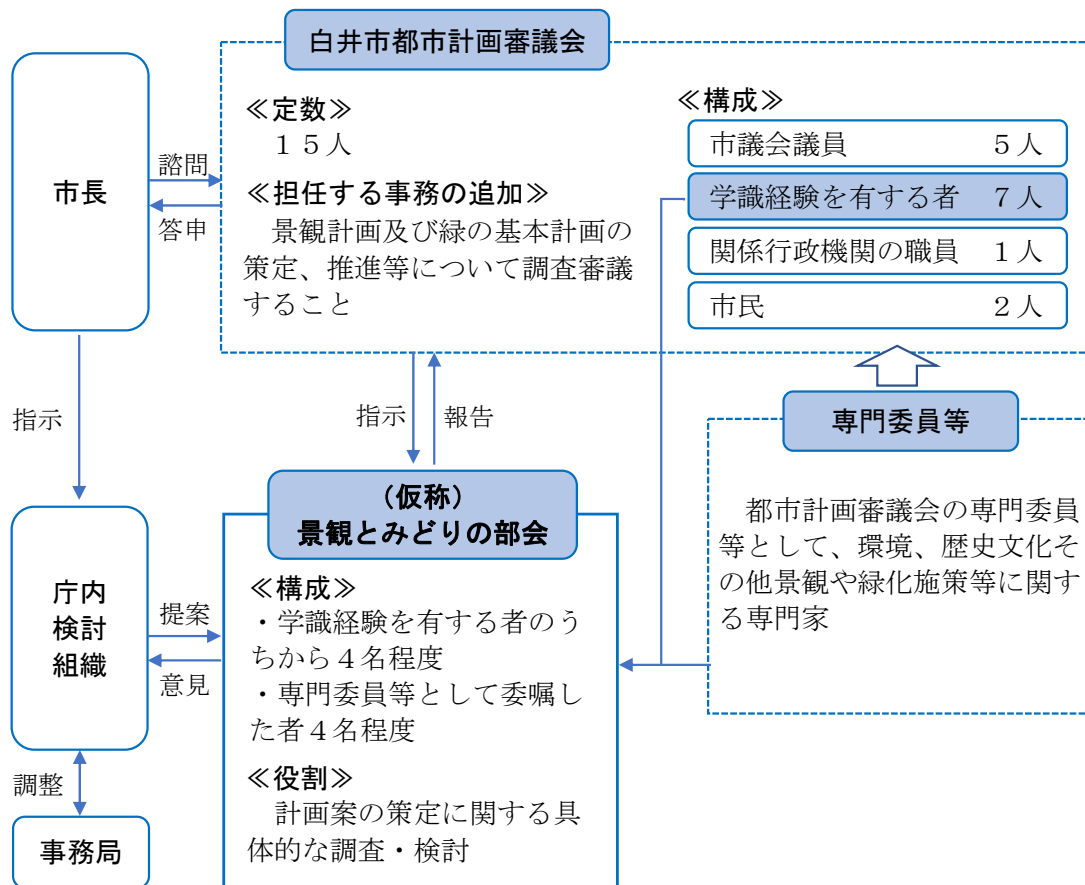
- (1) 白井市都市計画審議会（景観計画等の案に対して調査・審議を行う）
- (2) （仮称）景観とみどりの部会（計画案の策定に関し、具体的な調査・検討を行う）
- (3) 専門委員等（環境、歴史文化その他景観や緑化施策等に関する専門家により審議会へ助言や（仮称）景観とみどりの部会へ参画する）

- (4) 市民アンケート（18歳以上2,000人）
- (5) 事業所アンケート（600事業所）
- (6) ワークショップ（全ての市民等対象：自由参加）
- (7) 計画案説明会（すべての市民等対象）
- (8) パブリックコメント（全ての市民等対象）

2 庁内体制

関連する課等により庁内検討組織を構成し、白井市総合計画との整合性を図りつつ、全庁横断的体制で取り組むものとする。

(参考) 策定体制イメージ図



第6 その他

本考え方に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定める。